平成２３年（フ）第１６１号
長野市大字栗田494番地　クオリティープラザ長野201号
債務者　渡邊　明子
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７１号
兵庫県宝塚市高司２丁目17番７号　木本マンション302、前住所兵庫県宝塚市高司３丁目５番３号
債務者　田中　博基
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４３６号
兵庫県尼崎市尾浜町３丁目６番２―605号
債務者　今中　道信
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４７３号
兵庫県西宮市両度町３番２―210号
債務者　北川　孝子
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５６９号
兵庫県西宮市南甲子園２丁目18番36号
債務者　山口　泰行
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１５４号
松江市宍道町白石1809番地
債務者　石原　啓市
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３９号
高知県安芸郡東洋町大字白浜32番地
債務者　山谷　弘毅
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２３年（フ）第４１号
高知県室戸市室戸岬町5969番地５
債務者　松村　章夫
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２３年（フ）第２８９号
盛岡市厨川２丁目25番５―507号、旧住所岩手県北上市鬼柳町荒堰１番地
債務者　平賀　　充
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３１５号
盛岡市三ツ割３丁目７番７号、旧住所岩手県紫波郡矢巾町大字藤沢第６地割15番地61
債務者　安藤みどり
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第５３号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪2018番地３サニーヒルズ伊北Ｂ102
債務者　北澤　奈美
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第５２５号
神戸市灘区青谷町２丁目１―11ベル青谷、住民票上の住所兵庫県尼崎市南塚口町８丁目34番１―103号
債務者　金子　恵美
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６２９号
神戸市北区藤原台中町２丁目14番５号、従前の住所神戸市北区藤原台北町１丁目９番７号
債務者　竹瀬　正躬
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６４９号
神戸市兵庫区下祇園町37番７号　サンハイツＹＯＵ205
債務者　石原　博志
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７３３号
神戸市灘区桜ケ丘町３番18―106号
債務者　松本　順治
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８１３号
神戸市東灘区本庄町１丁目５番10号　ハートピア甲南山手303号、従前の住所神戸市東灘区田中町１丁目11番14号　202号
債務者　福原　正博
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８４０号
神戸市東灘区深江北町４丁目７番７―801号、従前の住所大阪府豊中市浜１丁目15番８号
債務者　親里　正治
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部